

ご存じですか？

定期支払制度

定期支払制度とは、年1回「定期支払登録申込書」を提出することで、その年度は毎月の請求が不要となる制度です。原則25日に支払予定です。

1. 対象となる要件

- ① 支払時期及び支払金額があらかじめ確定している
- ② 1年度の支払回数が2回以上ある

※対象となる可能性のある事業

清掃
業務

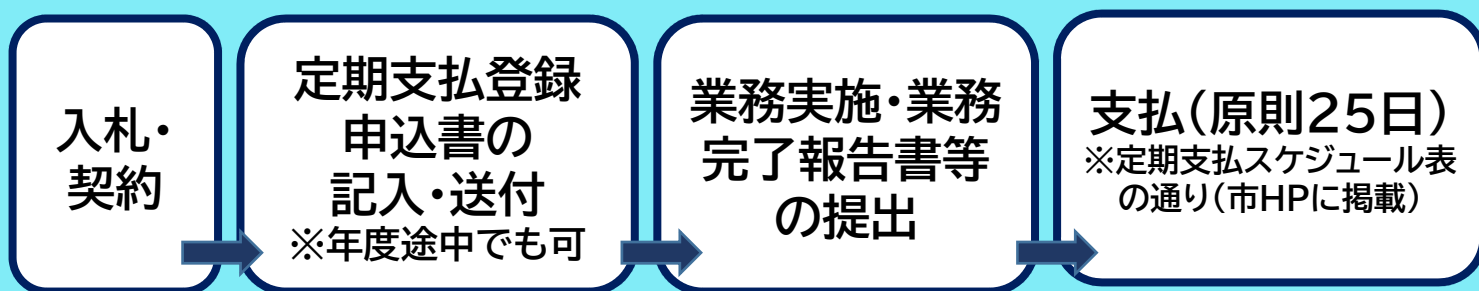
警備
業務

保守
点検業務

新聞代
(定額)

賃貸借
(土地・システム使用料)

2. 手続きの流れ



3. 注意点

- ・ 業務完了報告等の提出が各業務の担当課の締切に間に合わない場合は、規定の支払日でのお支払ができません。この場合、定期支払登録を廃止し、請求書を用いた通常の支払方法となります。
- ・ 長期契約案件（2年以上に及ぶもの）についても年度ごとの登録が必要です。
- ・ 市場・下水道事業関連の支払、納付書払、出来高払（単価契約）は対象外です。
- ・ 船橋市に振込先口座の登録（債権者登録）を済ませている必要があります。詳しくは各業務の担当課までお問い合わせください。

問い合わせ先：船橋市役所 会計課 047-436-2725

※業務に関すること、毎月の締切については各業務の担当課へ

※提出書類の書式や詳細は市HP「定期支払」で検索！！